

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画**

平成28年3月

二戸市

二戸市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
二戸市長
二戸市議会議長
二戸市選挙管理委員会委員長
二戸市代表監査委員
二戸市農業委員会会長
二戸市水道所管理者

二戸市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、二戸市長、二戸市議会議長、二戸市選挙管理委員会委員長、二戸市代表監査委員、二戸市農業委員会会長、二戸市水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

法の定める平成28年度から平成37年度までの10年間の1期目と位置づけ、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

なお、5年後をめぐりに見直しを行うものとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 職員数に占める女性割合

平成 32 年度までに、保育士・医療職・労務職を除く一般事務職の女性割合を、平成 27 年 4 月 1 日の実績 (21.3%) より 4%以上引き上げ、25%以上にする。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性割合

平成 32 年度までに、市全体の職員における管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年 4 月 1 日の実績 (11.5%) より 9%以上引き上げ 20%以上にする。

(3) 休暇・休業の取得の促進

- ①平成 32 年度までに、配偶者出産休暇の取得率を 100%にする。
- ②平成 32 年度までに、男性職員の育児休業取得者を 1 名以上にする。
- ③平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 26 年度の実績 (24%) より 6%以上引き上げ、30%以上にする。
- ④平成 32 年度までに、職員の夏季休暇取得率を、平成 26 年度の実績 (84%) より 16%引き上げ、100%にする。

4. 目標を達成するための取り組み及び実施時期

前項で掲げた目標その他の目標の達成に向け、次の掲げる取組を実施する。

(1) 職員数に占める女性割合

平成 28 年度より、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報し、女性の採用試験受験者を増やすとともに、計画的な採用に努める。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性割合

平成 28 年度より、女性職員を研修等に積極的に受講を促し、人財育成に努めるとともに、多様なポストに積極的に配置する。

(3) 休暇・休業の取得の促進

平成 28 年度より、休暇・休業の制度等の周知を図るとともに、職員の意識改革を進め、休暇・休業を取得しやすい雰囲気醸成する。